



【令和6年度予算】

3,829億円の内数

【令和5年度予算】

(3,538億円の内数)

【主な予算の内容】

加速化プランに基づき、児童虐待防止施策等を強化・拡充し、多様なニーズを持つこども・若者に対する包括的な支援体制を構築する。また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策の推進に取り組む。

- ・こども家庭センターの人員体制の強化について、統括支援員の配置等を推進し、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図り、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設するとともに子育て短期支援事業について、親子入所等による支援を可能とする。また、子育て世帯訪問支援事業に係る利用者負担軽減の充実を図る。
- ・こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。
- ・改正児童福祉法に基づき「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられることに伴い、資格取得が進むよう受講希望者が研修等の参加しやすくなるための補助を創設し、こども家庭福祉分野における人材の専門性向上を図る。
- ・児童相談所一時保護施設において、こどもの個別性を尊重したより適切なケアの提供を推進するため、職員配置等の環境改善を図る。
- ・親子再統合支援（＝親子関係再構築支援）については、都道府県等が親子関係再構築支援を適切に行えるよう、支援員の配置や、こどもや保護者等に対するカウンセリングの実施、学識経験者等からの技術的助言や指導等を実施する事業（※）を創設するとともに各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施されるよう、支援員の確保、周知啓発、権利擁護機関の整備を実施する事業（※）を創設する。
- ・ヤングケアラーの支援体制の充実を図るために、進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築、レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催に関する取組のための補助を創設する。

〔 【主な内訳】 〕	◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	177億円	(208億円)
	◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,485億円	(1,392億円)
	◇ 子ども・子育て支援交付金	2,074億円	(1,847億円)

(※) 安心こども基金を活用して実施する事業

目次

○ 利用者支援事業（こども家庭センター型）	2
○ 児童虐待防止対策研修事業	4
○ こども若者シェルター・相談支援事業	5
○ こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	6
○ 一時保護における子どもの状況等に応じた個別ケアの推進等環境改善	7
○ 一時保護機能強化事業	8
○ 親子再統合（親子関係再構築）支援事業	9
○ 子どもの権利擁護環境整備事業	10
○ ヤングケアラー支援体制強化事業	11

利用者支援事業（こども家庭センター型）

支援局 虐待防止対策課
成育局 母子保健課

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度当初予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

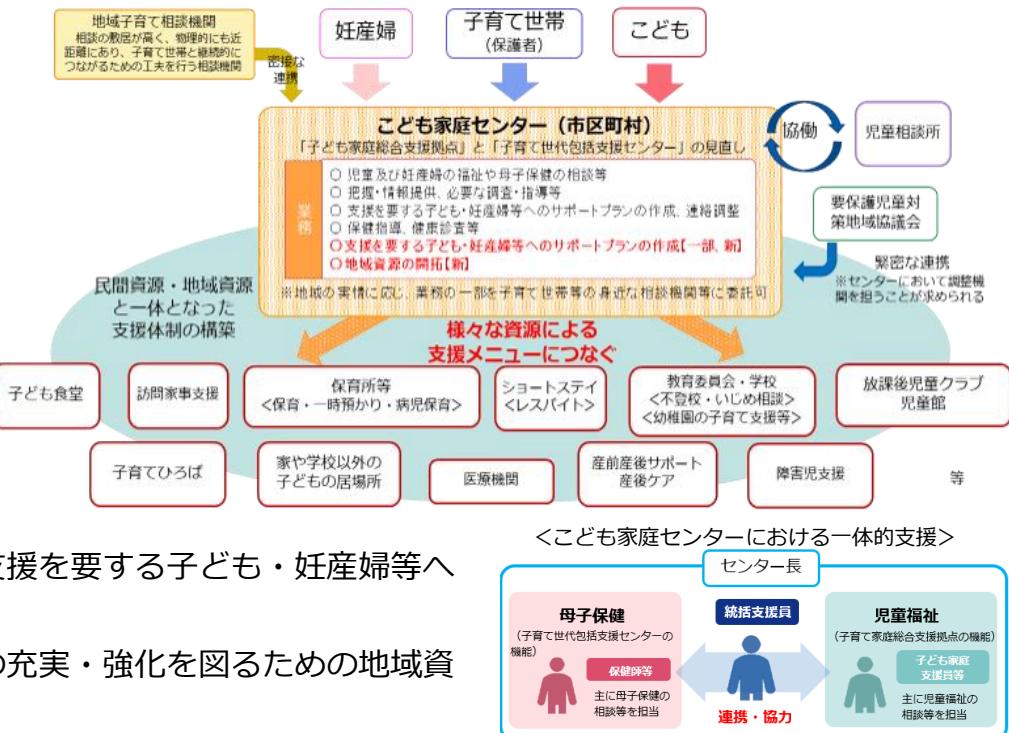
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的の相談支援機関運営事業も含む）を一本化

＜業務内容＞

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助率】国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合
保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合
保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合
保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合

1か所当たり 14,331千円
1か所当たり 6,994千円
1か所当たり 11,834千円
1か所当たり 9,491千円
1か所当たり 9,337千円
1か所当たり 4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,771千円
小規模B型	9,700千円
小規模C型	16,133千円
中規模型	21,588千円
大規模型	40,091千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	9,205千円
小規模B型	15,134千円
小規模C型	21,567千円
中規模型	32,455千円
大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価 常勤職員	5,646千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額 177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されるこども家庭センターに配置される統括支援員について研修に要する経費を補助する。

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、
④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、
⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,141千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,141千円
③ 2,328千円（委託の場合217千円） ④ 3,052千円 ⑤ 2,328千円（委託の場合108千円）
⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円

⑦ 1,668千円（こども家庭センターに配置される統括支援員に向けた研修を含む。）

※一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算

- ⑧ 1,863千円 ⑨ 5,333千円

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

1 事業の目的

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないとため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
- など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用することも・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補 助 率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 【有資格者に対する手当の補助】

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）の補助を行う。

② 【資格取得のための研修受講費用等の補助】

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等に対し、研修受講費用や旅費等の補助を行う。また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行う。

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】 ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①240千円
②（今後交付要綱等によりお示しする予定）

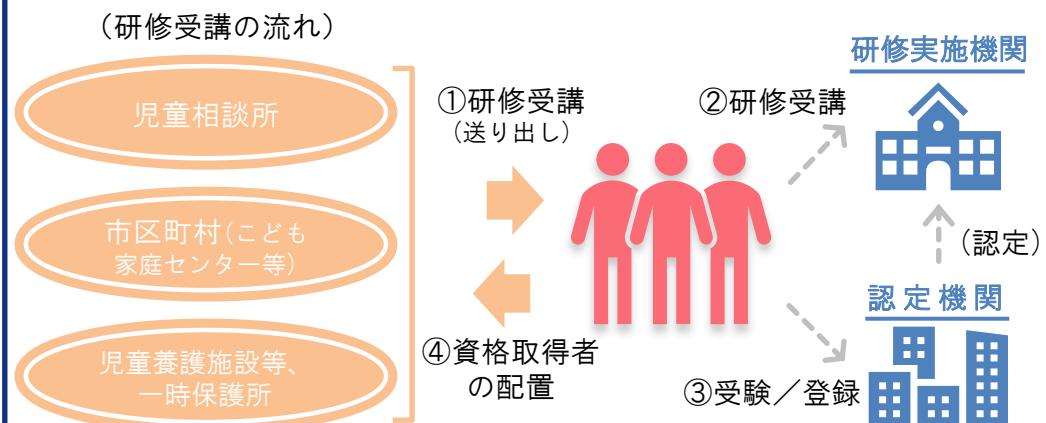
【補 助 率】
①国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/3
②国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/3

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置インセンティブ

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【単価】 292千円

【負担割合】 国：1/2 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2
国：1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
 令和6年度当初予算：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算： 40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

(1) 施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。

また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

(2) 施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

(3) ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

(5) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の人事費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談
その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度当初予算額：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、子どもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、子どもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設の子どもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけない子どもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、子どもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活する子どもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、子どもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として区分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活する子どもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円

（加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）

（加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）

（加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）

- ・一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円

- ・子どもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。
なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。
- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。<拡充>
- ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。<拡充>
- ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
(加算分※1) 児童相談所1か所当たり：1,384千円
- ・ 学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
(加算分※2) 児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置：R5の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

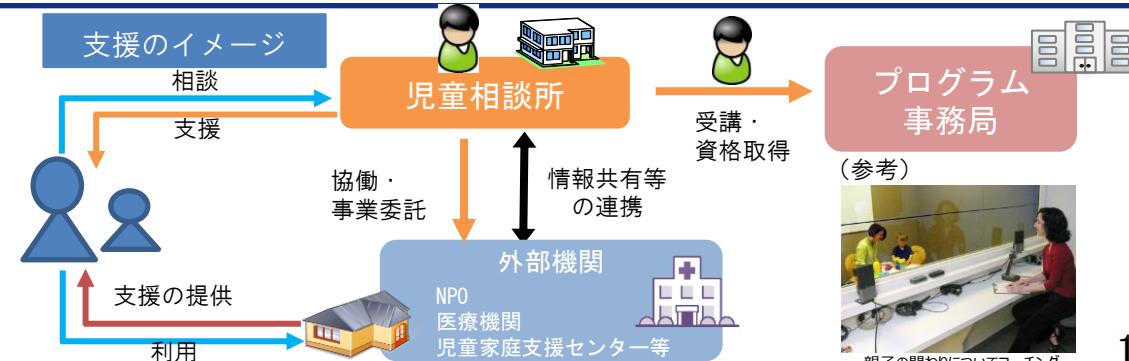
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 （①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補 助 率】

国： 1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市： 1/2



1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、子どもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備（子どもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づく子どもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係る子どもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（R5実施の子どもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（R5事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、子どもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、子どもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②子どもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

子どもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、子どもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等により子どものアクセシビリティを確保する。

③子どもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係る子どもの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関や子どもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、子どもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円

※活動回数に応じて加算

（加算1） 121～240回： 2,990千円

（加算2） 241回～： 5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

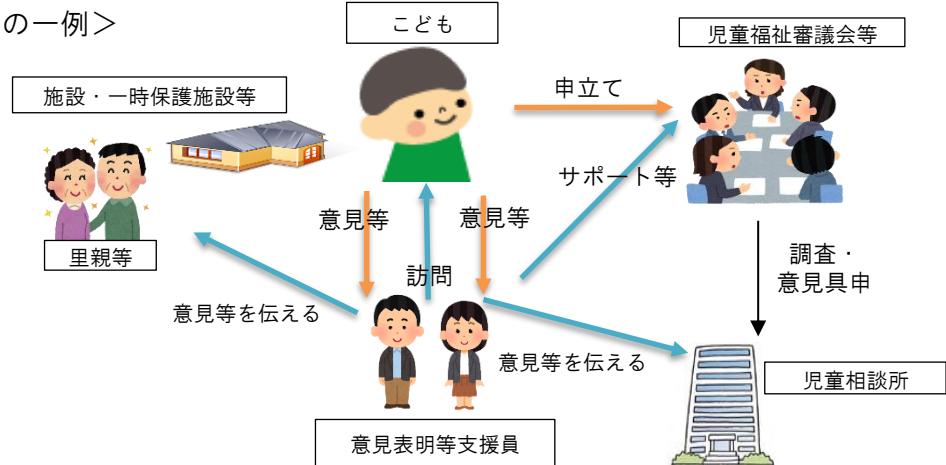
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補 助 率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村： 1/2

<取組の一例>



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算額：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する
⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う

拡充

拡充



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国2/3、実施主体（自治体）1/3

（1）ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1中核市・特別区あたり	11,371千円
	1市町村あたり	6,391千円

（2）ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1中核市・特別区あたり	5,045千円
	1市町村あたり	2,600千円

A キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1市町村あたり	加算 1,938千円

B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1市町村あたり	加算 2,252千円

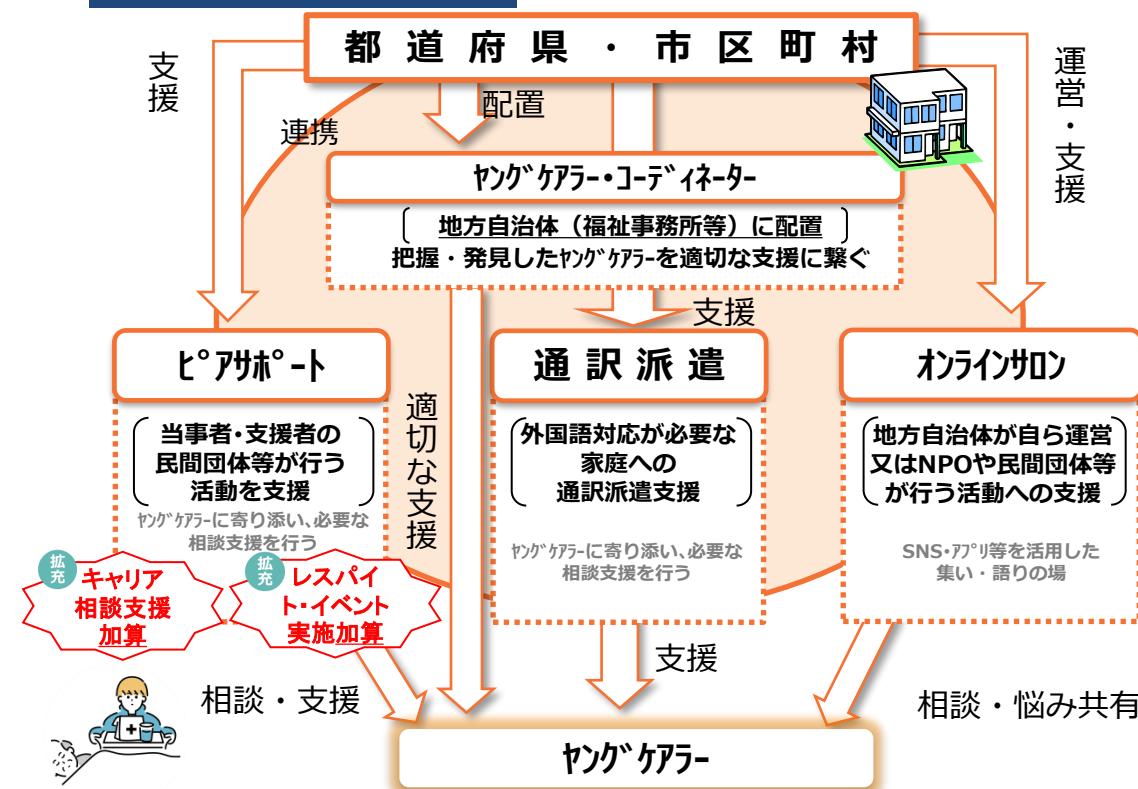
（3）オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1中核市・特別区あたり	2,741千円
	1市町村あたり	1,789千円

（4）外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1中核市・特別区あたり	5,280千円
	1市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



參考資料

(新規・拡充事項以外)

医療的機能強化等事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。
- また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

2. 事業内容

① 医療的機能強化事業

次のいずれか又は両方を実施する。

- (1) 医師（非常勤に限る。）を配置する。
- (2) 地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。
（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

② 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

3. 実施主体等

【実施主体】

①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市

【補助基準額】

- ①1自治体あたり：7,842千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,842千円）
(常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円)
- ②1自治体あたり：4,818千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,818千円×事業実施月数／12）

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

法的対応機能強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図る。

また、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

2. 事業内容

- 弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。
 - (1) 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。
 - (2) 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うこと。
または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。
- 法的対応事務職員を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士1人又は事業者1者当たり 15,644千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,822千円

（非常勤職員を配置する場合） 弁護士1人1時間当たり 10千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、5千円

（法的対応事務職員を配置する場合）1名当たり 3,597千円を加算。

※ただし、弁護士1名につき1名が上限

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童相談所体制整備事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。

2. 事業内容

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

② 市町村との連携強化事業

児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③ 24時間・365日体制強化事業

夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。

④ 医療連携支援コーディネーター配置事業

虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療をするため、医療機関への委託一時保護を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。

⑤ SNS等相談事業

児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑥ 通訳機能強化事業

日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円

③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,634千円 ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円

⑤ SNS等相談事業 40,442千円 DV相談も併せて行う場合 30,742千円を加算 ⑥ 通訳機能強化事業 10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

児童相談所設置促進事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄18区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。
- これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより、児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

2. 事業内容

- 市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ① 設置準備に伴う事務手続等
児童相談所の設置準備に伴う事務手續等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
 - ② 研修等職員派遣
児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。
- 都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。
- 都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

① 設置準備対応職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり 2,172千円
② 研修等代替職員を配置する場合	中核市、施行時特例市、特別区 1か所当たり 10,259千円
③ 都道府県等代替職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

一時保護専用施設改修費支援事業

支援局 虐待防止対策課

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護を行う際は、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。
- 一時保護については、一時保護所において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うことのほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。
(※) 「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件

【都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

都道府県知事、指定都市市長又は
児童相談所設置市の長



一時保護専用施設
の指定申請



【児童養護施設等】

【一時保護専用施設】



【本体施設】

基準に満たす
ような改修



3 実施主体等

【補助基準額】 1施設当たり 48,900千円

→ 改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1／2、市町村：1／2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

（3）こども家庭センター（児童福祉機能）強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円

②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円

③加算分（宿泊を伴う場合） 延べ利用日数×13,980円

（4）ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,937,000円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全ての子どもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

2. 実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 負担割合 国：1／2、市区町村：1／2

（1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

- [補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,690円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（2）申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人事費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施）※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

- [補助基準額] a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,690円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

- [補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の困りごとを把握

- ・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

申請手続等支援

養育支援が必要である家庭 → 養育支援訪問事業

→ 保育所・児童発達支援センター



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 事業の目的

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域における支援につながっていない家庭など、関わりが必要な家庭に対し、育児用品等の配布を契機として、当該家庭の状況の把握や支援を開始し、児童虐待の未然防止を図る。

2. 事業内容

○事業内容 支援が必要な家庭に対し、家庭訪問等を行い、育児用品等の配布を行うことを通じて、養育環境の把握を行う。

○実施主体 市区町村

○補助基準額 1人当たり 8,000円

○負担割合 国：1／2、市区町村：1／2

官・民連携強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、NPO法人等の民間団体を活用した取組を行う。

2. 事業内容

① 民間団体委託推進事業

児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

② 民間団体活動推進事業

民間団体と連携し、子どもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③ 民間団体育成事業

児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】①：3,202千円 ②：1,140千円 ③：1,253千円

【補 助 率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

評価・検証委員会設置促進事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。
また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

2. 事業内容

① 死亡事例等検証委員会

<検証の範囲>

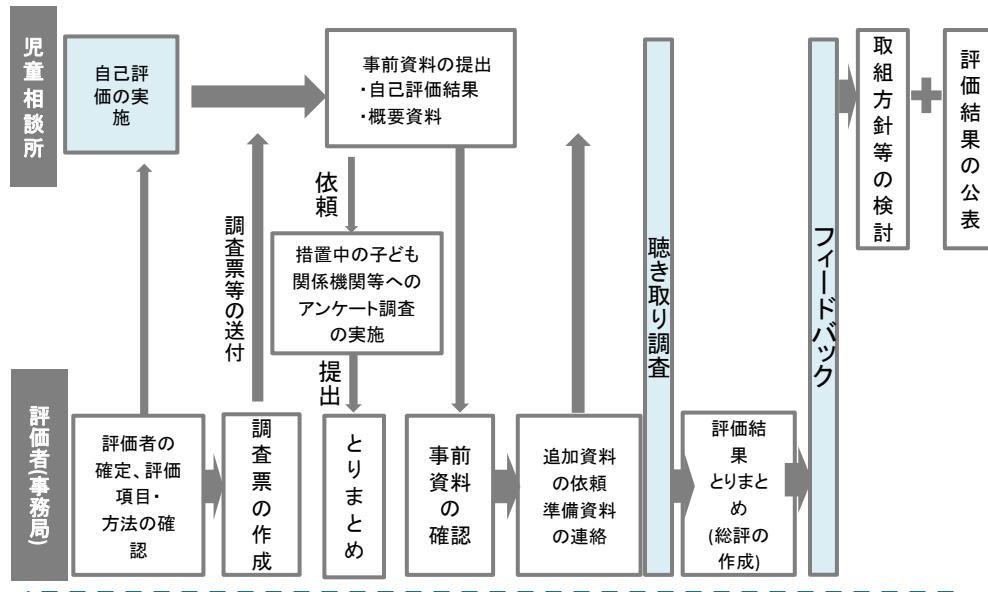
虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

- ア 児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成（都道府県等に限る。）
- イ 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ウ ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- エ 委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言
- オ ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

<委員会の構成員>

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

② 民間団体による児童相談所の第三者評価



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、
評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】1都道府県及び1市町村当たり 934千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円加算

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

未成年後見人支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

(1) 未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

(2) 未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

3. 実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

(1)・(2) 共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

(1) 未成年後見人の報酬事業

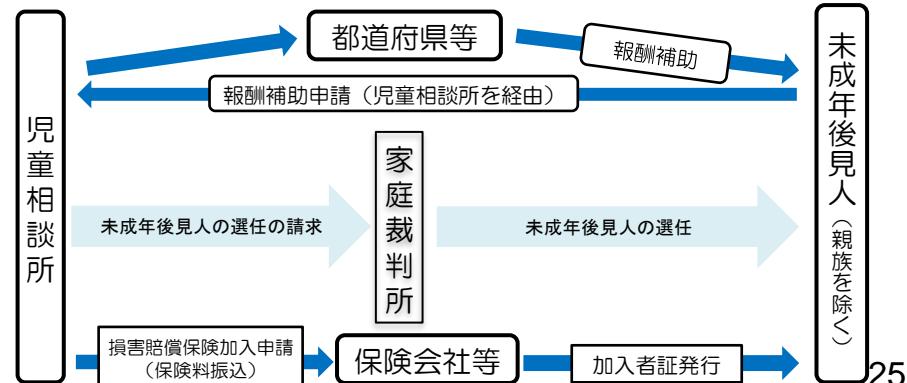
1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

(2) 未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

- ① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円
- ② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



児童の安全確認等のための体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等を行うことがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
 - ・ 安全確認等対応職員
児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っている子どもについて、定期的な状況確認を行う。
 - ・ 事務処理対応職員
児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。
- 以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。
 - ・ 移送等対応職員
児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所 1か所当たり 26,665千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合 児童相談所 1か所当たり 21,332千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1か所当たり 5,333千円加算）

市区町村 1か所当たり 15,999千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

2. 事業内容

○実施主体 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市

○補助基準額 14,399,000円（1実施主体当たり）

○負担割合 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2

○対象事業 以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業。



(例) SNSを活用した情報発信

児童福祉司等専門職採用活動支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等これまでの取組に加え、令和4年改正児童福祉法で導入された一時保護開始時の司法審査により、弁護士等の法的対応に係る人材を採用することが必要となることを踏まえ、児童福祉司等の専門職の採用活動を強力に行うことを目的とする。

2. 事業内容

- 児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置又は民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】

1か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 児童福祉司以外の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算

【補助率】

国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

児童福祉司任用資格取得支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

- 児童相談所の体制強化を進めるため、児童福祉法第13条第3項第1号に規定する課程の修了により児童福祉司の任用資格を取得することを支援し、更なる人材確保を推進する。

2. 事業内容

- 児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき実施される課程（通信課程）の受講者に対し、自治体が受講料や旅費等の受講に必要な費用の負担を行う場合、当該費用への補助を行う。

（参考）児童福祉法（抄）

第13条第3項 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市

【補助基準額】1人当たり 130千円

【補 助 率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 事業の目的

虐待・思春期問題情報研修センターは、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関の専門性の向上を図る。

2. 事業内容

○実施主体 社会福祉法人横浜博萌会（横浜市）
公益財団法人こども財団（明石市）

○補助基準額 横浜市：研修センターの運営及び情報共有システム構築事業に要する経費
明石市：研修センターの運営に要する経費

○補助率 定額（国：10/10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり10,021千円

補 助 率：2／3

実 施 主 体：市町村（特別区含む）



子育て支援を行う
民間団体等*

（こども宅食等）
※要対協の構成員に限定しない



状況の把握

食事の提供

学習・生活指導支援等

見守り支援

- 支援が必要なこども等の把握
- 養育状況の把握 ■ 心のケア
- 孤独・孤立の解消 など

相互連携・
情報共有

- 定期的な状況把握・支援
- 要保護児童対策地域協議会
- ・支援対象児童、特定妊婦等の状況の確認に関する役割分担の決定
 - ・確認や支援に関する進捗管理、総合調整 等



被害事実確認面接支援事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 目的

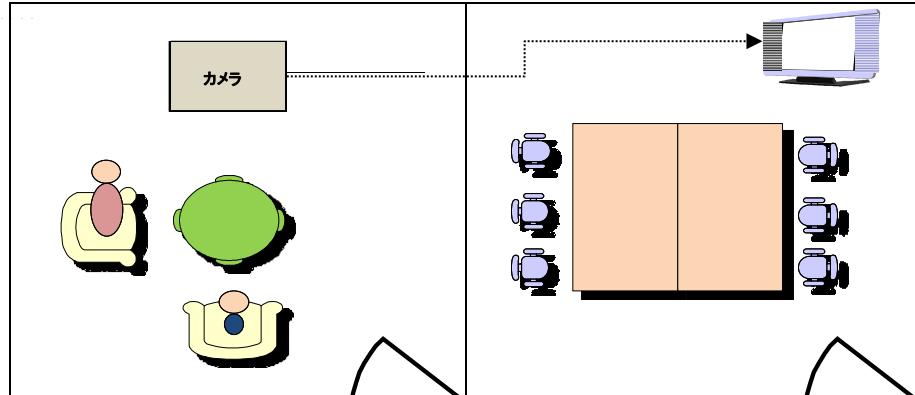
- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
 - ・面接実施に係る打ち合わせ
 - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
 - ・面接の記録・録音
 - ・面接の逐語録作成等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

【代表者による聴取のイメージ】

代表者による聴取が行われる部屋



代表者と子どものみで聴取

聴取状況を確認する部屋

代表者以外は、別室のモニターで聴取状況を確認

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
1か所当たり 2,102千円

【補 助 率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算：177億円の内数（令和5年度当初予算：208億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- | | |
|--------|---|
| ①実施主体 | 都道府県、市区町村 |
| ②補助基準額 | 1都道府県、指定都市あたり 7,669千円
1中核市・特別区あたり 4,168千円
1市町村あたり 2,313千円 |
| ③負担割合 | 国：2／3
実施主体（自治体）：1／3 |

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を嵩上げ

(2) 関係機関職員研修

- | | |
|--------|---|
| ①実施主体 | 都道府県、市区町村 |
| ②補助基準額 | 1都道府県、指定都市あたり 4,086千円
1中核市・特別区あたり 2,430千円
1市町村あたり 1,775千円 |
| ③負担割合 | 国：2／3
実施主体（自治体）：1／3 |

※事業導入当初の時限的な措置として補助率を嵩上げ

3. 事業イメージ

都道府県
市
区
町
村

(2) 関係機関職員研修



ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアドバイスが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| ■ 福祉事務所 | ■ 学校 | ■ 病院 |
| ■ 地域包括ケアセンター | ■ 教育委員会 | ■ 医療リーシャルワーカー |
| ■ 市町村保健センター | ■ スクールリーシャルワーカー | ■ 訪問介護員 |
| ■ 児童相談所 | ■ スクールカウンセラー | ■ その他関係機関 |
| ■ 児童福祉施設 | | ■ 民間団体 等 |
| ■ 社会福祉協議会 | | |
| ■ 民生・児童委員 | | |
| ■ 保健所 | | |
| ■ 司法関係機関 等 | | |



事業概要

【目的】

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO法人等に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

【事業内容】

以下の①及び②の事業を行う。

- ① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。
- ② ①により把握した取組の好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。

【実施主体】

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

- (1)こども宅食等を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらこども宅食等に対する支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有すること。
- (2)全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。
- ① 複数の都道府県において、現にこども宅食等を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。
 - ② 各都道府県においてこども宅食等を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が20団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が5以上の都道府県にまたがっている団体（以下「全国組織団体」という。）であること。

【補助基準額】

1団体当たり2,334千円

【補助率】

定額

こども家庭庁



民間団体等による事業の周知・啓発、好事例の収集等の取組へ財政支援（公募）



こども宅食等を広域で実施、または活動を支援している団体

支援等している民間団体等から好事例を収集、研究し、その結果を団体に周知・啓発



こども宅食等を運営する事業者



<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>
令和6年度当初予算 0.11億円（令和5年度当初予算：0.11億円）

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

(内 容)

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）



<児童虐待防止対策推進事業委託費>

令和6年度当初予算 2億円（令和5年度当初予算：2億円）

1. 事業内容

- ① 令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件（速報値）と、3年連続で20万件を超え、過去最多となっている。また、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことから、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては特に集中的に、**児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関する様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的关心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。**
- ② 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が令和3年5月、今後取り組むべき施策をとりまとめた報告書において、**令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」**に据えていることを踏まえ、まずは中高生の認知度5割を目指し、集中的な広報啓発を実施し、もってヤングケアラーが早期に発見され、適切な支援につながる社会風土を築くことを目的とする。

〈広報啓発内容〉

- クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
- クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
- 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。



2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）

令和5年度：制作クリエイティブ（参考）

地域における子供・若者支援のための体制整備、人材育成

支援局 虐待防止対策課

令和6年度当初予算 0.8億円（令和5年度当初予算：0.8億円）

1. 施策の目的

- ・困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置の促進や機能の向上を図る。また、困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
 - ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
 - ・既設のセンター等で相談業務に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③
- （※協議会・センターは子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置の努力義務有り）

【具体的内容】

〔①関係〕

- ・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

- ・協議会・センターの運営の中心を担う者の収集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催する。また、協議会・センターの未設置地域等において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

- ・i)センターを始めとする公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修、ii)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、iii)各地域で社会貢献活動等をリードする若者を対象した研修をそれぞれ実施。

3. 実施主体等

実施主体：国